

昭和 44 年 3 月 10 日
警察本部訓令第 3 号
警 察 本 部 長
最 終 改 正
平成 27 年 3 月 19 日

職員被服貸与規程

(概要)

職員が職務遂行上必要とする被服の貸与について必要な事項を定めたもので

被貸与者範囲

貸与被服の種類

亡失、き損時の報告様式

着用期間

等について定めている。